

在京イタリア大使館

(受験者のための公式イタリア語版の部分的非公式訳)

在日イタリア大使館における契約職員の採用に関して

この度、駐日イタリア大使は「運転手・用務員・電話交換係」の業務を担当する契約職員1名の採用のための新たな選考手続きが実施されますことを通知いたします。

1. 受験のための一般必要条件

下記の条件を満たしている候補者が受験可能となります。

- 1) 公募日の2026年3月9日時点で満18歳に達する者
- 2) 特定の職務に対して身体的に的確である者
- 3) 次の学歴証明を所有する者：小学校修了証もしくはそれに準ずるもの
- 4) 最低でも2年間日本に在住している者
- 5) 運転試験が行われる時点で、日本において運転手としての職務を遂行するために有効な運転免許証を所有する者

所定の要件は、次の第2項で定められた公募期限時点で備えている必要があります。ただし、以下の場合には例外とします。

- 満18歳であること
- 運転免許の保有

2. 採用試験受験申請書の提出

採用試験受験申請書は次のリンク内の書式

(<https://ambtokyo.esteri.it/it/amministrazione-trasparente/bandi-di-concorso/>)にて作成し **2026年4月8日18時まで**に提出されなければなりません。

採用試験受験申請書は、署名ならびにスキャンしたものを、有効な身分証明書の写しとともに、電子的手段によって次のE-mailアドレスまでお送りください：

tokyo.concorsi@esteri.it

3. 選考手続きからの除外

下記の場合選考手続きから除外となります。

- a) 採用試験受験申請書より上記「1. 受験のための一般的必要条件」に記載されるすべての必要条件を満たしていないことが判明される場合
- b) 採用試験受験申請書に自筆署名が欠けている場合

- c) 採用試験受験申請書の送信または提出が上記第2項で定められた期限以降になされた場合

4. 選考試験

上記の必要条件を満たす候補者には次の内容で構成される一連の理論・実技試験を受験していただきます。

1. 次の内容で構成される面接：
 - a) 候補者の語学力、職業適性、および地域環境への十分な適応能力を判断するための英語での会話
 - b) 地域の交通規則に対する知識も含む候補者の語学力を判断するための日本語での会話
2. 運転試験
3. 来館者整理・誘導、電話交換台対応、郵便物整理などの実務試験
4. 語学レベル確認のためのイタリア語での面接（任意）

5. 適格とみなされるための最低点

適格とみなされるためには、候補者は最低でも全体平均で100点中70点を取る必要があり、各試験で100点中60点を取らなければなりません。

いずれにしても次の試験においては最低でも100点中70点が求められます：

- a) 運転手のための運転試験

6. 任意の試験と証明書の確認

最終適格者リストを作成するにあたり、適格と判定された各候補者の得点の平均に、任意試験については100点中0点から100点中1点の範囲で得点が加算されます。

最終適格者リストを作成するにあたり、適格と判定された各候補者の得点の平均に、候補者が本選考試験に要求されるもの以上の学歴証明および前職での経験を有する場合（上記第2項に記載される採用試験受験申請書に同封される書類にて証明された場合）、次の範囲内で加点されます：

- a) 本選考試験に要求されるもの以上の各学歴証明について100点中1点から最高100点中2点の範囲で得点が加算されます。

- b) 本告知で定められた職務（またはすでに在職中の職員の場合は直下位の職務）と同等以上の職務において、勤務態度を咎められることなく勤務した各年について 100 点中 1 点から最高 100 点中 3 点の範囲で得点が加算されます。

7. 書類

試験合格者は下記一連の証明書を提出する必要があります：

- a) 戸籍抄本（出生証明）
- b) 市民権保持証明書
- c) 採用試験受験申請書提出期限の直近 2 年間日本に在住していることを証明する書類
- d) 現地当局発行の無犯罪証明書
- e) 学歴証明書正本の写し（イタリア以外の国で発行された学歴証明書については、公式翻訳と、イタリアの所管領事当局が発行する評価証明書を添付する必要があります）
- f) （日本国籍者以外の候補者のみ）在留カードの写し
- g) 日本で運転手としての職務を遂行するために有効な運転免許証正本の写し

イタリア以外の行政機関で発行された証明書については公的証明を添付する必要があります。またイタリア語以外で作成された証明書については原本に忠実な翻訳を添付する必要があります。

期限内に提出された採用試験受験申請書の内容に基づき、候補者リストが作成され、候補者には試験実施日の少なくとも 10 日前までに書面で招集案内が送られます。

2026 年 3 月 9 日

駐日イタリア大使
マリオ・アンドレア・ヴァッターニ
大使館公印

本告知は 2026 年 3 月 9 日付で在京イタリア大使館の掲示板に掲示されました。

駐日イタリア大使
マリオ・アンドレア・ヴァッターニ
大使館公印